

行政視察報告書

この度、埼玉県鶴ヶ島市及び静岡県島田市を視察した結果について、別紙のとおりご報告いたします。

資料その他については、事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

平成24年2月8日

議会運営委員会

委員 長	木	村	清	貴
副委員 長	高	橋		大
委員	齋	藤	光	司
委員	土	田	祐	輝
委員	寿	松	木	孝
委員	立	身	万	千子
委員	佐	々	木	誠
委員	遠	藤	忠	裕
委員	佐	藤	德	雄
議長	佐	藤	清	春

横手市議会議長 佐藤清春様

◎鶴ヶ島市議会（1月25日）

《市の概要》

鶴ヶ島村、鶴ヶ島町を経て合併を経験せず平成3年9月に市制施行。面積17.73k㎡、人口約6万3千人。議員数は法定数30人に対して、条例定数は18人。

《研修の概要》

1. 条例制定に至る経緯

- ・平成17年9月定例会で議会議員定数条例の一部改正。議員定数を削減(24人から18人へ)。適用は平成19年4月の一般選挙後。
- ・平成18年6月に定数削減に関する検討委員会を設置し、「費用弁償及び日当の廃止」等について提案。
- ・平成19年6月に議会改革委員会を設置。議会改革度ランキングに気をとられないで、鶴ヶ島市議会にあった議会改革を進めていくことを委員会で確認。委員会は議長の諮問機関であって特別委員会ではないことも特徴のひとつ。「議会基本条例制定の検討」など15項目に絞ることなどを検討した。
- ・平成20年3月に傍聴規則の一部改正を行い、開かれた議会を目指した改正を行う。
- ・平成20年6月から、常任委員会の自由討議、一般質問の一問一答方式を試行。
- ・議会報告会は基本条例ができる前、平成20年4月に1回目を実施。埼玉県内初。
- ・基本条例の制定前であってもやれる部分はやっておくべきとの考えから、定数の削減、常任委員会の自由討議、議会報告会、政務調査に原本添付等を制定に先駆けて実施した。
- ・平成20年7月に基本条例原案作成を開始。議会運営委員会、各常任委員会には視察の予算がないため、各会派の視察で得た情報を改革委員会に持ち寄って基本条例のたたき台をつくっていった。
- ・平成20年9月には全員協議会に提出し全議員に意見を求める。
- ・平成20年11月から翌年1月にかけて自治会への説明・パブコメ・公聴会等を実施。
- ・自治会、ライオンズクラブ、商工会など諸団体へ声掛けして住民説明会を開催。100人ほどが小さな班に分かれてワークショップ形式で検討。2時間でまとめて条例案を作成。
- ・パブリックコメントへの応募は4名から計15件。
- ・平成21年3月に制定。施行は4月1日。
- ・平成21年6月に議会改革検討委員の再選出を行い、改革を継続させる。
- ・平成21年7月に名称を議会改革推進委員会へ改称。
- ・平成22年2月から本会議のインターネット配信、8月に反問権を認める。
- ・平成23年に入ってから具体的な見直しに着手。

(質 疑)

- 立身：条文作成にあたっては可能な限り削ぐかたちで条例を作り上げていっているようだが、市民の声をきく際の順序について。
- 副議長：条例制定の前にまず議会報告会を開催した。1回目の議会報告会を開くのには議

員としても勇気がいったが、条例の制定から逆算した結果、最初に取り組まなければならないのが議会報告会だった。基本条例の制定は単なるゴール。制定に至るまでに出てきたものをやってみようという原動力によって基本条例に魂がこもるのだと思う。基本条例は錦の御旗であって、それまでの1年間で本当の意味での改革だった。

●立身：議会報告会を開催しても要望会になってしまわないか心配されるが、論点を絞ったのぞんだのか。

○副議長：論点整理は一切行っていない。公聴会ときは素案を特定の人にみてもらった。

「て・に・を・は」だけでなく、思いもつかない意見を言ってもらえることがあったので非常に参考になりその意味で良かったと思っている。

2. 議会基本条例の概要

- ・前文中の「制度のうえで、議会の意思が市民の意思であり、議会の決定が市民の決定である。不断の努力を重ね、資質を高め、真に、市民の負託にこたえ得る議会であるための根幹をなす支柱として、この条例を制定する」の部分に鶴ヶ島市議会としての魂を込めた。
- ・基本条例に「反問権」という言葉をあえて使わないで、「論点整理」という言葉に置き換えた。たとえ「論点整理」であっても何も盛り込まないよりはむしろ、「反問権」の文言を入れていないため議会改革度ランキングにおいては不利になっている。
- ・制定後の見直しにより、「議決すべき事件」に「基本計画の策定、変更又は廃止」を追加している。「重要な政策の説明」として、市長の要求、議長の要求、2人以上の議員の要求により政策説明会を開くことができるよう検討しており、これから決まることになるだろう。

3. 条例制定後の成果や課題

- ・基本条例成立までの過程に大きな意味がありその過程が成果だ。制定したからといって急に何かが変わるわけではないものだ。ワークショップ形式で揉んだ経験もいずれ何かにいきてくるのではないかと考えている。
- ・基本条例についての直接の課題ということではないが、議会について市民に理解してもらえていないことが浮き彫りになったのは事実だ。そこがまだ不十分だと感じおり、どうしていくのかということが課題だ。

4. 議会報告会の概要

- ・議会報告会は年2回開催。これまで計4回開催、延べ560人が参加。
- ・周知方法は、市の広報、市や議会のホームページ、全自治会加入世帯への回覧、ポスターの掲示など。
- ・開催人数は毎回減少傾向。そのため次回の報告会には議員一人20人を連れていくとの申し合せをしている。傾向として改選後は参加者が多くなっているようだ。
- ・地理的に東西で長いため、両端の2会場で同日に開催している。全18人の議員が9人ずつ二手に分かれて対応にあたっている。

- ・開催時間の目処はおよそ2時間。3つの常任委員会の決議事項について委員長若しくは副委員長が報告し、アンケート調査を挟んで、その後に報告会のメインとなる質疑応答を入れている。
- ・事前のアンケート集約では、市長に言うべきか議会に言うべきなのか市民が判断できないことについての要望や意見など様々なものがでてくる。「議会はわかりづらい」「報告会には全議員を揃えるべき」などの意見もある。
- ・説明では参加者を飽きさせないような工夫が必要だと思う。専門用語をなるべく使わず、簡単な資料、視覚・聴覚・プロジェクターを利用しながらわかり易く説明するよう心掛けている。条例の改正などであまり重要でないと思われることは報告していない。
- ・報告会の様子はインターネットで配信している。
- ・主な要望や意見については議会報に掲載し、提出者本人に直接回答している。
- ・報告会で出された意見がもとになり、改革推進委員会の協議を経て国へ意見書を提出した実績もある。

(質 疑)

- 土 田：議会報告会の持ち方について他市議会の例をみると「開催するものとする」「開催することができる」という規定もあるようだが、どのような捉え方をすべきか横手市議会では悩んでいる。
- 改革推進委員長：報告会の要綱は特にない。会場準備などは事務局にお願いしているが、司会を始めとする報告会の運営はすべて議員が行っている。議会としての意見ではなくルールに反して個人の意見を述べる議員に対しては、会場にいる市民から野次が飛んでくることもある。残り時間に関係なくここぞとばかり長々と話をしてくる市民のさばき方は司会者の腕しだい。議会側の出席者はひとりではなく9人いるのでその点についての心配はいらないと思う。質問事項はアンケートのなかで用紙に記入し事前に提出してもらおう。回収後、休憩時間を利用して正副議長、各常任委員会に質問を振り分けている。事前提出分の質問への回答が終了した後にフリートークの時間を設けている。
- 土 田：テーマや実施方針は開催の都度決めているのか。
- 改革推進委員長：実施方針は改革推進委員会で検討している。改革推進委員会の正副委員長が運営を取り仕切っている。
- 木 村：当局は報告会に同席するのか。
- 副議長：特に同席してもらっていない。会場の確保、資料の配布、プロジェクターの設置、受付など会場設営は議会事務局に手伝ってもらおうが、それ以外については事務局もノータッチ。テーマについても議員間で協議している。やってみなければわからない部分があるので、「こう進めたらいいのではないか」という意見を議員から出してもらおうことも議会活性化の一步につながるのではないかと感じる。説明するためには事前の勉強も必要になってくるし、その前段の本会議の採決においても後に議会報告会があることを意識しながら慎重に判断していかなければならないと感じ

ている。

○改革推進委員長：他市議会をみると議会報告会への参加者が減少傾向にありその歯止めがきかない状況にあるようだ。ある程度は市民との議論のバトルがあったほうが報告会としてはおもしろいのではないかという思いもある。条例には報告会の開催回数を特に規定していない。予算審議がある3月議会後に開くのがよいとの考えから毎年4月に報告会を開催している。

●齋藤：行政要望に対して「当局でないからわからない」と答えて市民に納得してもらえるのか。また、議会での採決が割れた場合の報告はどうするのか。

○改革推進委員長：そこはハッキリと言えはわかってくれるようだ。採決結果と逆の判断をした議員は報告しづらいと思うので、報告者から外れてもらっている。

○改革推進副委員長：報告会で一番困るのは一人で長々と話をするいわゆる報告会つぶしのようなひと。マイクを渡しても決して独壇場にさせないよう交通整理すべきで、その意味では司会者の裁量が問われる。司会者が手におえないときは他の議員が助け舟を出してくれるす、極端に偏った意見を述べる市民には会場が同調しないので、その場は比較的ラクに切り抜けられる。

○副議長：報告内容は各常任委員会で協議して決めている。報告の中身は回を重ねるごとにどんどん少なくなっている。参加者の興味を惹く内容を2つか3つ選定し、条例の一部改正など市民にとってあまり重要でなく市民が興味を示さないようなものについては一切報告していない。報告会を重ねていきながらよいかたちができてくるのではないか。最初は手上げ方式だったが、時間の関係で質問できない人も出てくるので、質問したい人の声を公平に吸い上げる意味もあって事前に質問状をもらうように改善した。事前受付分の回答を終えてから、ほかに質問がないか会場へきくようにしている。

●齋藤：議会事務局の強化について、どのような工夫をしているのか。

○局長：職員を増やすのは中々難しい。基本条例の策定は型にハマルことが大事なので経験が必要と考え、かつて法制担当を経験したことのある職員を事務局に異動させてもらうよう当局側へ人事ヒアリングの際に要望したことがある。そのときは要望がかなった。

○寿松木：執行部が反問権を行使したことはあるのか。

●副議長：まだそれはない。当局側としては反問することで状況が殺伐となってしまうことを避けたいという思いもあるのではないかと考えられる。

○齋藤：議員間の自由討議についてはどう仕切っているのか。

●改革推進委員長：自由討議は本会議ではなく委員会や全員協議会のなかで運用している。内容を誤解していると思われる可能性があるときに委員長の判断で休憩を入れて自由討議をするケースと、委員本人からの申出によって委員長が休憩を入れるケースがある。内容を間違って解釈したまま誤った判断をしてしまうことを避けるために自由討議を取り入れている。

○議長：議員の倫理についての文章をまとめるにあたって時間はどれくらいかかったか。

- 副議長：倫理条例の制定はその当時の流行だった。調べてみるとその背景には何か事件が起きたことがキッカケとなって倫理条例をつくっているケースが多いようだ。鶴ヶ島市議会では倫理条例に触れるようなことがないので、あえてつくる必要はないのではないかという思いがあった。したがって、議会基本条例のなかに倫理に関することをのせる程度でいいのではないかと考えている。倫理条例をつくることによる形だけの実績にはこだわっていない。
- 改革推進委員長：通年議会、会派代表質問制についてはまだ手をつけていない。巷に出回っている議会改革度ランキングにはとらわれなくて鶴ヶ島市議会なりの市民のためになる議会改革を続けていくことが必要とされていると考えている。

◎島田市議会（1月26日）

《市の概要》

平成17年5月に旧島田市と旧金谷町の合併、平成20年に旧川根町との合併により、市の面積315.88k㎡、人口約10万4千人の新「島田市」がスタート。

議員数は法定数34人に対して、条例定数23人。

《研修の概要》

1. 条例制定に至る経緯

- ・平成17年9月に政務調査費の使途の問題で、市長が議員に対して訴訟を起こす事件があった。平成18年6月には、議員定数を削減すべきという陳情が市内の団体から提出された。このようなことから、議会として何らかの行動を起こすべきでないかという機運が高まり、平成18年8月に議員有志の研究会が発足した。その研究会で簡単な素案を作成した。
- ・平成19年3月23日に議会基本条例制定に関する調査特別委員会を設置。
- ・書記2名のうち、条例に詳しいものを担当書記として対応。
- ・特別委員会では有志がつくった素案は使用せず、一から条文を考えた。
- ・平成21年2月定例会で、3月24日に全会一致で可決。4月1日から施行。
- ・議会基本条例の策定に関する委員会を27回開催した。

2. 議会基本条例の概要

- ・今までは本会議のみが公開の対象だったが、委員会、全員協議会、議員連絡会（島田市独自で本会議1週間に開いて議案配付や説明、閉会中開催した常任委員会内容報告などを行う会議）は原則公開である。
- ・本会議や委員会等で使用した資料は原則公開である。
- ・議案に対する議員の賛否の公表。現在、議会だよりでは賛否の分かれた議案を公開、議会のホームページ上で全ての議案の賛否。議案について反対する議員から反対したものだけを議会だよりに載せると全ての議案に反対するような印象を持たれる懸念があるということを経営局に伝えてきたので、それを回避するため全ての議案の賛否をホームページで公

開している。

- ・議会報告会はこれまで7回開催している。
- ・事務執行の監視、市長が立案する政策の調査をする。
- ・島田市議会基本条例の特徴の1つで、議員による資料要求がある。
- ・本会議等における議員相互の討議、政務調査費の活用及び公開。
- ・議会基本条例を制定する際に、島田市議会会議規則の改正、島田市基本計画の議決に関する条例の制定を行った。
- ・議会基本条例策定のための市民との意見交換会は、66名が参加して行われたが、議員にとって結構ショッキングだったと語る議員さんもいた。
- ・(島田市議会基本条例についてP7～P16「議会基本条例の検討」を説明) 条例検討の際プロジェクトを使用し、各意見をすぐに見ることができるようにした。特別委員会が多いときで2週間に1回開催され、1回の会議時間が長い時で4時間を越えることもあった。会議録の作成が間に合わないので、リアルタイムで意見を掲載し、参加者で情報を共有していく形にした。
- ・特別委員会の中間報告に掲載した基本条例の原案は、条文整理前で、当局の条例担当との調整前である。
- ・原案について当局との調整を数回行って、現在ある基本条例に近い形になったものでパブリックコメントを実施した。市内4ヶ所に資料を置いた。市のパブリックコメントの要綱をそのまま準用した。また、文章を書くより話したほうが良いという方のために、再度市民との意見交換会を行った。その際の資料は、原案をそのまま掲示せず、内容を分かり易くするためにですます調でつくった骨子を使用した。パブリックコメントは基本条例については27件、会議規則1件の意見をもらった。28件は4人からである。例えば、資料P32の8条にあるように、「努めなければならない」という消極的表現については、なるべく義務規定とするような文言の見直しを行うことにした。
- ・静岡県内では取組みが1番早かったが、審査に時間をかけて施行は菊名市が最初で2番目の施行となった。

3. 議会基本条例の解説

- ・前文では、「常に市民の中であって市民とともに行動する存在となること」「現在のみならず将来にわたり市民の幸福を実現するための政策について話し合う合議体であること」の2つを約束している。議員の思いが詰まった前文になっている。
- ・第4条で会議は原則公開だが、全員協議会の人事案件等の話については非公開。非公開で協議調整する場として会派代表者会議がある。根回しの機会は確保していて100%の公開ではない。
- ・第5条の資料の公開は市役所や支所など市内4ヶ所に置いて、年4回ほど加除している。見てもらっているところとなかなか見てもらえないところがある。
- ・第10条の資料要求については、議員に一般的な資料要求に関する規定がないので文言化した。今までが議員が資料を要求しても当局側が断る場合があつて、情報公開条例等を使っ

て対応していたということがあった。議員に簡易な形で出すことができないかということが話の発端になっている。できる規定なので、当局側も資料を出さなければいけないわけではないが、この条文があることによって断られたことがない。

- ・第12条の議員相互の討議は、本会議ではまだ運用されていない。運用が難しいので、手始めに常任委員会での討議を運用している。当局への質疑に終わることなく、議員間でその問題について話してもらうように委員長に意識的に進行してもらうようお願いをしている。
- ・第15条の議会図書室の管理運営は、少しだが議員のために年間20冊程度購入している。
- ・第18条では、2年に1回は検討しましょうとなっている。
- ・議会運営委員会の中で反問権について検討を行ったが、当局との調整があわず、条例改正には至っていない。

4. 議会報告会の概要

- ・議会報告会については、平成20年5月に施行として第1回を行った。市内2ヶ所で40名の参加。平成20年11月も施行という形で場所を3ヶ所にしたら、73名。議会基本条例制定後の正式なものとして、平成21年11月に3ヶ所で49名。以降は半年に1回ということで、11月と5月に行っている。現在では、開催箇所を6ヶ所に増やしている。6ヶ所にしてから、1回あたり約100人が参加しているが、できればもう少し参加してもらいたい。
- ・報告会を開催するため3回の打合せを行う。出席する会場ごとの打合せ、各会場の代表者がどのようなことをするかという打合せ、常任委員会ごとに報告者及び答弁者が具体的に何を話すかという打合せを行って、報告会に望んでいく。
- ・報告書は議会事務局は作成にタッチせず、議員でまとめて報告してもらう。
- ・所見には、議員個人の意見は記述しない。ただ、どうしても自分の意見を話したい方は「私見ですが」と断わってもらう。
- ・3班の出席割は、正副議長と議運委員長が3班に別れる。3つの常任委員会委員長も別れる。後は、委員会の構成や出身地区のバランスなどを勘案して決定する。
- ・市民からは「地元の議員を出せ」という意見と「地元議員の話はききたくない」という両方の声があるので、バランスをとった人数構成にしている。
- ・報告会当日、事務局の職員は会場のカギをあけ、机を並べるだけで後は議員が行う。
- ・報告会始めた頃は、要望ばかりではないかという心配があったが、回を重ねるごとに段々そういう話がなくなってきた、議会がどう考えているかという質問に変わってきた。

5. 条例制定後の課題

- ・参加人数がだいたい100名ということで、人口10万人に対して0.1%という状況をどうにかしたい。回数を増やせばいいのか、内容のペースを増やせばいいのか、会場を増やせばいいのか検討しているところだが、なかなか思うような答えが見つからない。

(質 疑)

- 立身：議会報告会を行う際に、事前に市民団体等へ参加要請するのか。また、出席者は同じ方々か。
- 事務局：議員の後援会など団体へお願いすることはない。広報への掲載、公共機関へポスターを掲示、自治会の回覧板などで周知。出席者については、毎回来る人はいる。割合的には3割ほどで残りは新規の方という印象である。
- 委員長：週を分けてやることによる苦情はあるか。
- 事務局：ない。
- 遠藤：反問権について当局と調整がつかなかったのはなぜか。議員に調査権がある中で、あえて資料の要求を条文化した背景は。
- 事務局：反問権について議運で協議してきた。議会側では確認のための反問権で行ったかどうかということで提案したが、市長は反問したい、議員の方々の考えを聞きたいということで、議会側が考える反問権と当局が考える反問権と食い違いがあるため、議会側としては引き続き研究していくこととなった。議員の資料要求については、言われるとおりの議員の調査権はある。これまで当局から配付される資料は当然ある。一般的な議会運営の中で、議員に資料要求の権利がないという解釈の話としてある。島田市ではなく、大きい自治体になると議員から求められた資料を資料の要求権がないことを理由に断わるという事例も各地である。それと同じような現象が島田市でも起こって、議員側も大量な資料を急いで提出しろという要求をしたこともある。市長と議員の関係だとか様々な事情によって、断わられるということがあったので、あえて資料の提供を求めることができるという一文を規定したという背景がある。
- 遠藤：調査権があるということは資料の要求権があるのが法律の普通の解釈ではないか。法律に対する解釈の乱用になるのではないか。その辺の背景の詳細について。
- 事務局：解釈で、調査権に則って資料は当然出すべきだという運用ができていない自治体もあれば、そうではない自治体もある。これがひとつの現状で、島田市はその後者のほうである。特別委員会では、解釈の問題でできるできないということが起きるのであれば、これはきちんと明記しておけば、誤解なく解釈の問題なく今後も引き続いて運用できるのではないかという議論があった。
- 齋藤：議会報告会の参加人数の少なさはなぜか。
- 事務局：他市の議会報告会を聞いているが、どこの市も参加者を増やすのに四苦八苦している状況がある。市民の参加意欲がなかなか高まっていかない。今までは議会の報告に終始していたが、今年からテーマを決めて、議員の皆さんと市民の皆さんが意見交換する場を設けた。そのようにして議会報告会の内容を工夫したり、開催方法についても検討している。現状としてはなかなか参加が増える状況には進んでいない。
- 木村：報告会の規程に年2回となっているが、最初から明記していたのか。
- 事務局：回数については2回か4回かの議論はあった。議論の後に2回と定めた。考え方は予算議会と決算議会の後で年2回行うということから2回と表記した。

- 土 田：議員連絡会は具体的にどのように行っているのか。
- 事務局：基本的に定例会の1週間前に開催している。その場で議案を配付するとともに、閉会中の常任委員会の報告など、内容的には全員協議会で行うものと差はないと思うが、市長が参加しないことと、本会議の時間の短縮という意味もある。当局からの報告事項があれば報告してもらおう。
- 土 田：議会報告会とは別に、行政が人を集めて報告する会や地域の人が集まっての協議会などそういうスタイルはとられているか。
- 事務局：市長が自治会の会合にいて話するという事は結構やっている。
- 立 身：議会報告会での要望を議員がどう受けて帰ってくるのか。また、報告会の議員の配置について。
- 事務局：報告会でいろいろな要望が出されるが、これまでは手付かずの状態だった。今年度は、地区ごとの意見や要望を取りまとめて執行部側へ報告した。それに対して、どう答えていくかは決まっていない。報告会の議員の配置は、最初の方針は栗山町議会や伊賀市議会の運用を勉強して地元の議員は地元の会場にいかないという形で取り決めた。そうしたところ、地元の方がひとりも顔を見せないというのはどういうことかと言われた。先ほどの「地元の議員に来てもらいたくない」というのは、いつも接している以外の議員の話を聞きたいという趣旨である。ということから、各会場の配置のバランスが毎回検討しながら行っている。最初、報告会なので議会で話し合われた事実関係のみを話して、自分の私見を述べないということだったが、市民からのニーズで議員に対して「あなたはこの件についてはどう考えるか。」「前の定例会でなぜ賛成にまわったのか。」ということを知りたい。それなのに、この報告会は事実関係だけで自分の意見は言えないことになっているためストレスになった。そのため、私見だがということをはさみながら柔軟に対応することにした。
- 齋 藤：図書の実態で、予算はどうしているか。購入図書の選定の手順は。
- 事務局：予算は事務局の事務費の中から、事務局の書籍も含めて年間15万円程度用意している。本の選定については、議員からリクエストがある場合は、リクエストに応じて購入する場合もあるが、基本的には担当事務局職員が新刊案内などを見て検討して購入している。昔よりは議員からの要望が多い。ただ、図書館のような管理はできないので、貸し出しはおおらかにしている。市民の方の利用までには至っていない。
- 齋 藤：会派間を越えた調整はどのように行っているか。
- 事務局：図書室が図書室兼研修室になっている。当市は会派ごとの部屋がなく、全議員の控室がひとつなので、会派で研修室を使いたい場合は事前に予約を取って使用する。逆に、会派室が欲しいという要望がある。
- 徳 雄：議員倫理条例はどうなっているか。
- 事務局：政治倫理規程がある。過去に政務調査費の訴訟の時に倫理委員会が開かれた。
- 遠 藤：18条の見直し規定はどこが行うのか。

- 事務局：議会運営委員会で検討している。条文に入れなかったのは、基本条例そのものが理念をかかげ具体的内容をさけたという事情がある。後、今は議会運営委員会が担当しているが、特別委員会を設置する可能性もあったので明記しなかった。
- 委員長：委員会での議員間の自由討議はどのように運用しているか。
- 事務局：委員会の採決の段階で、反対があった場合に委員長が反論なり意見があるか確認して進めている。休憩はとらず、議案質疑が終わったあと採決する段階の中で、委員長が意見を求めている。
- 委員長：討論とは別に運用しているのか。
- 事務局：委員会の採決の段階で、委員長が采配をふるいながら反対、賛成の意見を伺って、その中で議論があれば行っている。委員会の審査で全て行っているわけではない。
- 委員長：討論の前段としての運用ということか。
- 事務局：本会議の討論は通告制で、最初に反対を述べ、その後賛成を述べるので議論ではない。ここで言う討議とは違う。委員会では自由度をあげて、一般的には最初に反対の方が表明することが多いが、その内容から賛成の表明をする。実効的な討議を委員会で行う。委員会で討論という言葉は使っていない。議案に対する賛成意見や反対の理由などを述べてもらう。
- 議長：基本計画の議決に関する条例を制定する経緯について。
- 事務局：条例を定める前は議決事項になっていなかった。議員が計画に意見を述べる機会は全員協議会や常任委員会だった。言うタイミングもできる直前だったり、素案の段階だったり、当局はその段階では修正したがないという印象がある。条例が制定されたので、次の計画からは議決事項になる。
- 議長：制定するにあたって、市長側の意見はなかったか。
- 事務局：大変な抵抗があった。最終的には、直近の基本計画には適用しないということと、基本計画以外にマスタープランなど細かい計画も協議に含まれていたが、最終的に基本計画だけにするという調整で納得してもらった。

(委員長所感)

鶴ヶ島市議会、島田市議会ともに議会改革に取り組んでから2年以上の期間を経て、基本条例の制定に至っている。この間の市民との合意形成と条文にこめられた両市議会の思いに敬意を表する。

ただ何分にも市の面積が当市より相当小さいため、議会報告会の運用に関しては、そのまま当市での運用には適すものではなかった。検討の余地はあるものの、貴重な研修であったことは異論ない。今後の当市議会の課題を各委員が確認できたという意味でも非常に有意義な研修だった。